

### ■ 1. 科研費再申請支援資金とは？■

科学研究費（以下「科研費」）に申請し不採択となった本学専任教員等が、科研費に再度申請することを条件に、当該研究計画の再構築のために必要となる諸費用や、次年度科研費採択までの研究継続にかかる資金を助成します。

### ■ 2. 対象者■

以下の対象職種に該当する者。

	教授/准教授他※1	特別専任教授	特任教授・准教授 /助教(D・Rを除く)	教育講師 /兼任講師他※2
研究代表者	○	○	○	×

※1 専任のチャブレン、カウンセラーを含む。

※2 客員教授・准教授、在外招聘教授・准教授、助教D・R、人権ハラスメントセンター専門相談員、PD、特任PD、教育研究コーディネーターを含む。

### ■ 3. 申請資格■

- ① 「令和8（2026）年度 科研費」について、以下の科研費対象種目に研究代表者として申請し、不採択となったものの、**書面審査の評価結果がA又はヒアリング研究課題に選定された者。**

区分	科研費の対象種目
区分Ⅰ	特別推進研究、学術変革領域（A）（B）（計画研究の研究代表者を含む、学術変革領域A公募研究は除く）、基盤研究（S）（A）
区分Ⅱ	基盤研究（B）

- ② 「令和9（2027）年度 科研費」への申請資格を有している者。  
（2027年度科研費（2026年度募集分）に研究代表者として再度申請する必要があります）

### ■ 4. 申請件数・申請資格の制限■

- ① SFR研究種目のうち、1人の研究者が参画できる研究課題は、研究代表者又は研究分担者としてそれぞれ1研究課題です（研究代表者（又は研究分担者）として複数の種目に申請はできません）。ただし、「国際研究論文掲載経費補助」については、申請制限の対象となりません。
- ② 「令和8（2026）年度 科研費」の研究代表者（計画研究の研究代表者を含む）は、当該年度の「科研費再申請支援資金」に申請できません。
- ③ 申請時点で2026年度末の退職が予定される者は当該年度の「科研費再申請支援資金」に申請できません（申請時点で2027年度の特別専任教授の任用が決定しているものを除く）。

### ■ 5. 連続採択の制限■

「科研費再申請支援資金」では、2年連続して同一研究者の採択は行いません。

### ■ 6. 研究期間（助成対象期間）■

2026年度のみ単年度（ただし、助成金の執行は採択日から2027年3月12日（金）まで）とします。

※証憑の有効期間は、2026年4月1日まで遡及可とします（ただし、領収日から3か月後までに限る）。

### ■ 7. 助成金額と採択件数■

科研費の対象種目（区分）によって助成金額が異なります。なお、■2～■5の申請資格等を満たす申請者については、原則採択とします。

区分	助成金額	科研費の対象種目
区分Ⅰ	150万円	特別推進研究、学術変革領域（A）（B）（計画研究の研究代表者を含む、学術変革領域A公募研究は除く）、基盤研究（S）（A）
区分Ⅱ	50万円	基盤研究（B）

## ■ 8. 審査方法と採択結果発表予定日 ■

申請後、申請資格等を確認の上、立教大学全学研究助成委員会において助成対象者を報告します。採択の決定は、委員会での報告後、2026年5月中旬を予定しています。

## ■ 9. 対象経費等 ■

対象経費は、一部を除き「個人研究費※」に準じますが、執行可否について不明な点があれば、事前にSFR担当に相談の上、執行してください。詳しくは、研究費ハンドブックの「費目別・必要証憑書類等一覧」をご確認ください。

※本SFR種目ではRAの雇用も可能です。原則として雇用開始の2週間前までに、リサーチ・イニシアティブセンターへ指定の書式(学内共通書式ダウンロードコーナーより取得可)を提出し、採用申請手続きを行ってください。

本学の他の助成金又は経費と混同して支出することはできません。2026年度は、2027年3月12日(金)までにリサーチ・イニシアティブセンターへ証憑書類を提出して、執行を完了したものが対象です。

## ■ 10. 採択者の義務 ■

- ① 採択者は、本SFRの趣旨に沿って適正に助成金を使用してください。
- ② **本SFR採択者は、2027年度科研費(2026年募集分)に研究代表者として再度申請する必要があります。**  
(以下のいずれかの申請パターンを満たす必要があります)

不採択種目	次年度科研費 申請種目
区分Ⅰ	区分Ⅰ(不採択時と同種目、または、不採択時と異なる種目)
区分Ⅱ	区分Ⅰまたは、区分Ⅱの種目

\*対象となる研究課題は、科研費不採択時と「同課題」または「発展型課題」を原則とします。

\*2026年度中に他の科研費に採択され、助成を受ける場合は、本資金の継続を辞退していただきます(原則として、他の研究費の助成開始後にSFRの執行を停止します)。

\*科研費獲得後、相当の理由でなおSFRの継続を希望する場合は、科研費採択内定後、速やかに理由書を添付の上申請し、立教大学全学研究助成委員会の判断を受けることができます。

- ③ 採択者は、研究期間(助成対象期間)終了後2027年4月15日(木)までに、「研究成果報告書」を提出してください。なお、研究成果報告書は、評価やホームページ等での公表の対象外とします。
- ④ 本資金の研究成果等を公表・公開する場合は、リサーチ・イニシアティブセンターへ連絡し、本資金を受けた旨を明記してください。
- ⑤ 「立教大学学術推進特別重点資金助成規程」に基づいた、また「立教大学公的研究費の使用・管理に関する規程」に準じた(「発注・検収センター」への調達依頼・検収はSFRでは不要です)助成金の適正な執行や成果報告の義務が守られない場合、助成金の一部または全額を返還していただきます。

## ■ 11. 注意事項 ■

- ① 本資金で採択された研究によって発明等が創出された場合は、必ず、リサーチ・イニシアティブセンターへ報告してください。
- ② 本資金で採択された研究計画は、文部科学省の私立大学等経常費補助金に申請する場合があります。その場合は、研究代表者にご連絡いたしますので「特別補助金交付申請書」の作成にご協力ください。

## ■ 12. 申請方法 ■

リサーチ・イニシアティブセンターWebサイトより「申請書」をダウンロード、「募集要項」を参考に「申請書」を作成し、指定の申請書類を全て揃え、締切日までにリサーチ・イニシアティブセンター<オンライン申請フォーム>より申請してください。作成に時間のかかる書類がありますので、お早めにご準備ください。

### 1) 申請書類

- ①申請書 ※ Microsoft Word ファイルに限る。
- ②2026年度科研費の審査結果画面の写し(PDF、スクリーンショット等)  
※科研費電子申請システムにおける審査結果画面のうち「研究種目名」「研究課題名」「書面審査のおおよその評価結果A」の印字がある資料であること。  
※ヒアリング研究課題に選定された者は、上記審査結果画面に代えてヒアリング選定結果の通知文の写しを添付することも可(書面評価Aの場合は、審査結果画面の資料を添付のこと)。

2) 申請先 ・オンライン申請フォーム : <http://s.rikkyo.ac.jp/sfrkaken>

3) 申請書記入上の注意

- ① 申請書様式の改変、記載項目の移動はできません。
- ② 指定した以外の添付書類の追加はできません。
- ③ 申請書の記載要領に沿って記入してください。
- ④ 提出後、申請書の差し替えはできません。

■ 13. 申請期間 ■

2026年4月13日(月)～4月27日(月) 17時00分<締切厳守>

■ 14. 問合せ先 ■

立教大学リサーチ・イニシアティブセンター SFR担当

(池袋キャンパス 12号館 2階・新座キャンパス 6号館 3階)

Tel : 03-3985-2965 (内線 2965) /048-471-6790 (内線 6790)

E-Mail : [sfr@rikkyo.ac.jp](mailto:sfr@rikkyo.ac.jp) URL : <https://www3.rikkyo.ac.jp/research/initiative/aid/interior/SFR/>

【リサーチ・イニシアティブセンタートップページ→研究助成・補助金→学内助成→立教SFR】

立教SFR (立教大学学術推進特別重点資金 Rikkyo University Special Fund for Research) は、学外との連携や大型外部資金の獲得を視野に入れた高度にして独創的な学術研究活動に対して、その必要な経費を助成し、本学の学術研究の推進を格段に図ることを目的としています。<立教SFRは「立教大学学術推進特別重点資金助成規程」に基づいて運営されています。>